

佐賀県告示第二百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十一年五月八日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
医療法人美川眼科医 院	佐賀市松原四丁目三番二一 号	平成二一・三・二 一
森寺歯科医院	佐賀市本庄町大字袋四〇八番地 一五	平成二一・三・一
ふくしま薬局 路店	佐賀市松原四丁目三番二〇号 通小	〃